

2023年(令和5年)
6月1日 木曜日
第1915号

京都自動車新聞



京ト協連 上田会長が9期目
京整振・京整商・整政連が12日に総会
京自販・自販連京都 代表者会議開く
J.U.京都 年間表彰の上位者発表
不正改造車排除強化月間特集

発行所 京都自動車新聞社 京都市伏見区竹田向代町 51-5 (京都自動車会館内) 電話 (075) 672-0552 ファクス (075) 682-0205 メール access@kyotojidoshu-np.jp

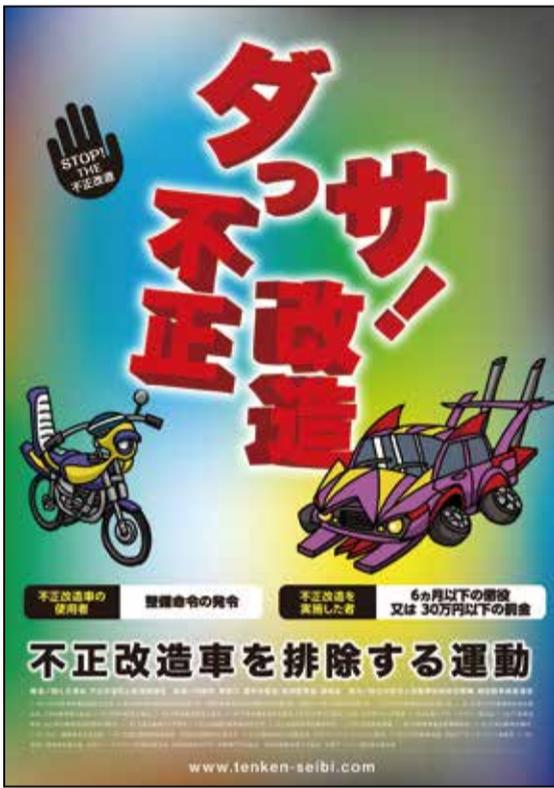
不正改造車排除を一層強化

国交省ら 重点・基本排除項目を掲げ取り組む

国土交通省と自動車関係32団体で構成する不正改造防止推進協議会は1年を通して「不正改造車を排除する運動」を実施しており、6月が強化月間。同運動は、内閣府・警察庁・農林水産省・経済産業省・経済産業省・独立行政法人自動車技術安全機構の後援、軽自動車検査協会の協力のもと、不正改造車の排除を強化して取り組む。

運動期間中は、総合的な広報・啓発活動を実施するため、国交省で作成するポスターを掲示。特に、強化月間中はマスメディアやウェブサイトに、また、若年層に関心を持ってもらうためにSNSも活用する。

このほかにも、啓発ワッペンやのぼり、公共施設や競技場等の掲示板、デジタルサイネージも利用した積極的な啓発を実施すること、自動車ユーザーに対し、不正改造



車の排除による車両の安全確保や環境保全を呼び掛ける。

また、支店構内では、申請や変更登録等で来所した車両について検査を実施し不正改造車については整備命令書を交付。認証・指定整備工場、運送事業者、自動車部品・用品販売事業者を対象に立入検査等を実施し、適切な指導や街頭検査も行う。

中古車総額表示など照準 東会長・理事長が5選目 J.U.京都が総会開く

京都府中古自動車販売協会・商工組合・防犯連絡協議会(J.U.京都、東将之会長・理事長)は5月22日、ホテルグランヴィア京都で総会を開催、現執行部を支持し、東会長・理事長を再選した。東会長・理事長は5選目。(7面に関連記事)

新役員構成は次のとおり(敬称略、新任は*。
▽会長・理事長 東将之(大中央自動車)▽副会長・副理事長 浅野史郎(有)ランドオート)、今北玄藩(今北自動車工



谷淳二(株)矢野自工)、藤井将人(株)フジサンオート)、奥村大生(株)カドックオクムラ)、小川三夫(小川自動車工業(株)、門中雄一郎(株)カーフレンド)、平野仁智(株)ZENSHO)、大数聡(有)大数自動車工業(株)、石橋佑也(株)グレースオート)【*】▽監事 村田和久(新和自動車(株))【*】、藤村直樹(フジムラ自動車販売)【*】、高谷真(高谷真税理士事務所)【組合のみ】

事業計画・予算を承認
協会は昨年度、①回送運行許可申請②古物管理者講習会や各種中販連資格の研修③封印取付受託

事業一などを実施。商組は①共有在庫システム「JUテントリ」の推進など小売振興事業②京都オートオークションとの協賛オークションの開催と、JU近畿主催オークションへの協力といった共同経済事業③JUプラントを強化するための広報活動④クレジット事業を行った。なかでも、流通分野では京都オークションの出品車両情報を引用し、「テントリ」に登録掲載できるよう簡道を付け、相互作用につなげた。一方、防犯協は、

販売現場での注意喚起や「青色防犯パトロール」などで自動車関連犯罪の抑止に努めた。

3団体は今年度も同様の事業を展開する方針。とりわけ、10月から導入される中古車の総額表示とインボイス制度に照準を合わせ、組合員をバックアップする。協会・商組・防犯協の予算は、それぞれ686万円、8324万円、30万円。

壇上で東会長・理事長は「本年度はJ.U.京都の認知向上と社員教育に注力したい」と表明した。(関連記事7面)

新理事長に大嶋氏 京車協が第58回通常総会



同運動の重点排除項目は、タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外への装飾板の装着といった6つの基本排除項目とあわせ啓発に取り組む。

京都府自動車車体整備協同組合(内山和則理事長)は5月29日、京都自動車会館で第58回「通常総会」を開き、提出された全議案を承認。任期満了に伴う役員改選では、新理事長に大嶋明氏(株)大嶋カーサービス)、新理事長に岩本宏成氏(株)岩本自動車工作所)、石間濃氏(有)イシマ自工)が就任。奥村泰正氏(株)ポディーショップオクムラ)も引き続き副会長として運営に携わる。

総会に先立って行われた表彰式では、日本自動車車体整備組合連合会会長表彰で、市野嘉彦氏(株)ZIPAN WORKS)、児玉篤定(株)ケイユナイト)が、また、京都府自動車車体整備協同組合理事長表彰で、法貴武士氏(京都トヨタ自動車(株)クラフトセンター)、福田雅人氏(前同)が表彰を受けた。



新理事長の大嶋氏

不正改造は

プロだから「うちには不正な改造はやりません。」

不正改造で・・・事業の停止等(法第93条)

地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が道路運送車両法に違反したときは、3ヶ月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

違反点数：不正改造の実施 15点/台 (5台以上は認証取消)



不正改造車を排除する運動
6月は強化月間です



やったらだめ
なのです!

不正改造を実施した者は・・・
6ヵ月以下の懲役 又は
30万円以下の罰金

犯罪です!!

ポスター、不正改造車排除マニュアルを活用しましょう!

一般社団法人 京都府自動車整備振興会
https://www.kaspa.or.jp/

